



平成 17 年 11 月 18 日

各 位

会 社 名 株式会社ユー・エス・エス  
代表者名 取締役社長 服 部 太  
(コード番号 4732 東証・名証第 1 部)  
問合せ先 取締役 山中雅文  
統括本部財務部長  
(TEL. 052 - 689 - 1129)

### 高等裁判所（第二審）決定による普通株式買取に関するお知らせ

アイ・ティー・エックス株式会社より申請されていた株式会社ユー・エス・エス・ジャパンの普通株式買取価格について、平成 17 年 10 月 25 日付で名古屋高等裁判所において決定がなされ、当事者双方がこれを受け入れることとなりましたので、下記のとおりお知らせします。

#### 記

#### 1. 申請をした者

東京都千代田区霞が関三丁目 2 番 5 号 アイ・ティー・エックス株式会社

#### 2. 申請から決定に至るまでの経緯

アイ・ティー・エックス株式会社より株式会社ユー・エス・エス・ジャパン（平成 14 年 1 月 1 日、当社と合併）の合併反対株主として株式買取請求権が行使され、同社が保有する 1,920 株の買取価格について協議を続けましたが、協議が 60 日を経過したため、平成 14 年 2 月 13 日に商事非訟手続きの申し立てがなされました。審理（第一審）の結果、平成 15 年 11 月 26 日付で名古屋地方裁判所半田支部において当該株式の買取価格を 1 株につき 99 万 6,458 円とする旨の決定がなされました。

当社はこの決定を不服として、平成 15 年 12 月 1 日に名古屋高等裁判所に抗告し、審理（第二審）の結果、当該株式の買取価格を 1 株につき 91 万 4,597 円とする旨の決定がなされ、当事者双方がこれを受け入れることとなりました。

#### 3. 今後の見通し

株式会社ユー・エス・エス・ジャパンは当社と合併していることから、買取株式は自己株式として受け入れました。

なお、本件による当事業年度の損益への影響は軽微なものと見込まれます。

以上